

## 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
(設置場所の選定)		(設置場所の選定)	
第1 (1)～(6) (略)	第1 (1)～(6) (略)	(周辺地域の範囲) (周辺地域の範囲)	(周辺地域の範囲) (周辺地域の範囲)
	第2 (1)～(5) (略)		
第2 (1)～(5) (略)	2 (略)	3 施設設置者は、周辺地域を決定するときは、前項に定めるところによるほか、地形、処理施設の種類、処理を行う廃棄物の種類、処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）、第1の第6号に掲げる環境質等を総合的に勘案しなければならない。	3 施設設置者は、周辺地域を決定するときは、前項に定めるところによるほか、地形、処理施設の種類、処理を行う廃棄物の種類、処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）、第1の第5号に掲げる環境質等を総合的に勘案しなければならない。
	2 (略)		